

わくわく松江生活実現支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付するわくわく松江生活実現支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (3) 「くらしまねっと」 （公財）ふるさと島根定住財団が運営する移住支援情報ポータルサイトをいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の金額、終期及び補助金の対象者及び交付要件は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	わくわく松江生活実現支援補助金
補助金交付の目的	東京圏から松江市内に移住して就業、起業若しくはテレワークをしようとする者又は市が関係人口と認めた者で東京圏から移住しようとするものに対し、わくわく松江生活実現支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住希望者の移住に伴う経済的負担の軽減を図り、東京圏からの移住を促進することを目的とする。
補助金交付の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 2人以上の世帯の申請の場合 100万円（18歳未満の世帯員を帯同する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算。ただし、令和5年4月1日以降に転入した者に限る。） (2) 単身世帯の申請の場合 60万円
補助金の支給対象	次に掲げる(1)の要件を満たし、かつ、(2)から(5)までのいずれかの要件に

象者

該当する者とする。この場合において、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、(6)の要件の全てを満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も含めることができる。

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区への通勤の期間については、住民票を移す 3 月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成 31 年 4 月 26 日以降に市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日から 5 年以上継続して、市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、島根県及び松江市が認める場合を除く。

(エ) 島根県又は市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア イ以外の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援金の対象として「くらしまねっと」又は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金（移住・企業・就業型））を活用して都道府県（島根県を除く。）が整備・運用するマッチングサイト（以下「マッチングサイト等」という。）に掲載している求人であること。

(ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) (イ) の求人への応募日が、マッチングサイト等に移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。

(オ) 就業先の法人に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合
次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しているこ

と。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでのいずれかの要件に該当する者とする。

ア 移住希望先の地域及び地域の人々との関わりを有する者のうち、継続的に地元受入団体等での活動経験を有すること。

イ 農林水産業に就業する者

ウ 家業等へ就業する者

エ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(5) 起業に関する要件

地域課題解決型しまね起業支援事業費補助金実施要領（平成31年4月1日付け中小第859号）に基づく起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けており、

	かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から１年以内であること。 (6) ２人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 イ 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 ウ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成３１年４月２６日以降に市に転入したこと。 エ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において、転入後１年以内であること。 オ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
終期	令和８年３月３１日

(交付の申請)

第４条 補助金の交付を受けようとする者は、わくわく松江生活実現支援補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業先の就業証明書
- (2) 本人確認書類
- (3) 前条の表補助金の対象者及び交付要件に該当することを証する書類
- (4) 誓約書兼同意書(様式第１号の２)
- (5) 預金通帳等の写し(金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義人がわかるページ)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、規則第１２条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定及び確定)

第５条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第２号)により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金不交付決定通知書(様式第３号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の時期)

第7条 補助金は、申請から3月以内に交付するものとする。

2 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、わくわく松江生活実現支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 県及び市は、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請をし、又はその決定及び確定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の決定及び確定の取消し並びに返還命令)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認める場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 補助金の申請日から3年未満に市外へ転出したとき。

ウ 第3条の表(2)ア又はイに該当する場合において、補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

ア 補助金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第5号）により、交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。